

汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託共通仕様書

1 業務遂行にあたっての基本的事項

(1) 業務履行

業務の履行にあたり、全量を責任を持って収集運搬・処分を行うこと。

また、汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）の各業務内容の遵守を徹底すること。

(2) 福島県小名浜港湾建設事務所による履行等の確認

業務の遂行にあたっては福島県小名浜港湾建設事務所の担当職員との連携を密にするとともに、担当職員の指示に従い適正に業務を遂行すること。

(3) 許可証の提出

契約の締結に際し、業務に関する産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の写しを提出すること。

なお、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出すること。

(4) 委託業務実施計画書の提出

契約締結後速やかに「委託業務実施計画書」を作成し、提出すること。

なお、提出した計画書の内容を変更するときは、速やかに「委託業務変更実施計画書」を提出すること。

(5) 法令遵守

業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守し、安全管理及び保険衛生面に十分注意すること。

(6) 事故発生時の対応

ア 収集運搬時に事故が発生したときは、速やかに適切な処理をとり、被害を最小限にするよう努めるとともに、事故の発生状況を速やかに報告すること。

イ 処分中あるいは処分場自体に事故等が発生したときは、速やかに適正な処置をとり、事故等の発生状況を速やかに報告すること。また、事故等の原因及び修繕計画等を報告すること。

その際に、汚泥処分の状況あるいは事後の汚泥処分の計画を報告すること。

(7) 業務委託完了報告書の提出

毎月の業務遂行の状況を「業務委託完了報告書」として翌月 10 日までに提出すること。

(8) 業務履行確認

業務の履行確認は、受託者による紙マニフェストにより行う。

2 その他

本共通仕様書及び特記仕様書に定めのない事項、または内容に疑義が生じた時は両者協議の上決定する。

汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託特記仕様書

1 業務の名称

汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託

2 履行場所

小名浜港4号埠頭(福島県いわき市小名浜字高山地内)

3 委託期間

契約の期間： 契約締結日から令和8年3月31日まで

業務開始日： 契約締結日以降

4 業務内容

(1) 産業廃棄物の種類及び予定数量等

ア 種類 汚泥

イ 予定数量 138 t

ウ 放射性濃度 0.07 マイクロシーベルト(令和7年1月22日測定)

(2) 業務の種類

・汚泥収集運搬

・汚泥処分

(3) 産業廃棄物の種類及び予定数量等

ア 収集運搬の可能時刻は、原則として平日の午前8時30分～午後5時15分とする。

イ 収集運搬を行うにあたっては、汚泥等が飛散・流失しないよう、ビニルシート等で十分に覆うとともに、収集運搬に伴う悪臭、騒音または振動によって生活環境の保全上支障がないよう必要な措置を講ずること。

ウ 処分業務を行うに当たっては、汚泥等が飛散・流失しないようにするとともに、処分に伴う悪臭、騒音または振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

エ 項ウで決定した基準値超の汚泥が発生、または予測される場合等で福島県小名浜港湾建設事務所の担当職員から指示がある場合は、収集運搬先を変更、または中止するものとする。

5 その他

汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託共通仕様書及び本特記仕様書に定めのない事項、または内容に疑義が生じた時は、両者協議の上決定する。